

平成28年度栃木県議会 第339回通常会議議案（1）目次

第1号議案	平成28年度栃木県一般会計補正予算（第2号）	1
第2号議案	平成28年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）	13
第3号議案	平成28年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	15
第4号議案	平成28年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）	19
第5号議案	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	23
第6号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	25
第7号議案	旅館業法施行条例の一部改正について	27
第8号議案	栃木県警察本部内部組織条例の一部改正について	29
第9号議案	栃木県土地利用審査会委員の任命同意について	31
第10号議案	栃木県教育委員会委員の任命同意について	33
第11号議案	栃木県公安委員会委員の任命同意について	35
第12号議案	栃木県公害審査会委員の任命同意について	37
第13号議案	市町村が負担する金額について（環境森林部関係）	39

第14号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	41
第15号議案	工事請負契約の締結について（一般国道 400号下塩原第一橋梁（仮称）P C橋上部工建設工事）	43
第16号議案	工事請負契約の締結について（栃木会館解体工事）	45
第17号議案	工事請負契約の締結について（重要犯罪捜査支援システム路上装置更新工事）	47
第18号議案	ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について	49
第19号議案	平成27年度栃木県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について	51
第20号議案	平成27年度栃木県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	53
第21号議案	平成27年度栃木県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	55
認定第1号	平成27年度栃木県病院事業会計決算の認定について	57
認定第2号	平成27年度栃木県電気事業会計決算の認定について	59
認定第3号	平成27年度栃木県水道事業会計決算の認定について	61
認定第4号	平成27年度栃木県工業用水道事業会計決算の認定について	63
認定第5号	平成27年度栃木県用地造成事業会計決算の認定について	65
認定第6号	平成27年度栃木県施設管理事業会計決算の認定について	67
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	69

## 第1号議案

### 平成28年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度栃木県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,349,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ840,526,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年9月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,233,625	826,786	4,060,411
	1 負担金	3,233,625	826,786	4,060,411
9 国庫支出金		91,374,138	10,399,062	101,773,200
	2 国庫補助金	41,679,441	10,399,062	52,078,503
12 繰入金		25,413,288	77,919	25,491,207
	2 基金繰入金	24,849,309	77,919	24,927,228
13 繰越金		1,016,840	1,942,213	2,959,053
	1 繰越金	1,016,840	1,942,213	2,959,053
14 諸収入		101,735,008	955,460	102,690,468
	4 受託事業収入	507,521	2,679	510,200
	7 雑収入	5,533,265	952,781	6,486,046
15 県債		94,600,000	8,148,000	102,748,000
	1 県債	94,600,000	8,148,000	102,748,000

歳 入 合 計	818,176,840	22,349,440	840,526,280

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		34,969,416	297,746	35,267,162
	1 総 務 管 理 費	14,061,202	297,746	14,358,948
3 民 生 費		102,746,319	568,064	103,314,383
	1 社 会 福 祉 費	62,242,758	194,674	62,437,432
	2 児 童 福 祉 費	33,399,280	372,010	33,771,290
	3 生 活 保 護 費	3,941,370	1,380	3,942,750
4 衛 生 費		62,685,355	942,407	63,627,762
	1 公 衆 衛 生 費	27,379,833	489,232	27,869,065
	4 医 薬 費	21,577,600	415,609	21,993,209
	6 環 境 対 策 費	5,509,588	37,566	5,547,154
5 労 働 費		2,127,724	6,000	2,133,724
	2 職 業 訓 練 費	1,531,320	6,000	1,537,320
6 農 林 水 産 業 費		37,213,594	6,680,400	43,893,994
	1 農 業 費	11,359,536	766,224	12,125,760

	2 畜 産 業 費	3,606,955	153,743	3,760,698
	3 農 地 費	9,781,624	3,982,231	13,763,855
	4 林 業 費	11,785,653	1,778,202	13,563,855
7 商 工 費		75,873,946	340,776	76,214,722
	1 商 工 費	74,762,026	55,205	74,817,231
	2 観 光 費	1,111,920	285,571	1,397,491
8 土 木 費		72,103,776	13,364,347	85,468,123
	1 土 木 管 理 費	4,790,826	35,000	4,825,826
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,997,691	8,149,667	48,147,358
	3 河 川 費	12,771,885	3,524,000	16,295,885
	4 都 市 計 画 費	12,107,971	1,469,680	13,577,651
	5 住 宅 費	2,435,403	186,000	2,621,403
9 警 察 費		48,027,950	80,184	48,108,134
	1 警 察 管 理 費	46,825,162	17,275	46,842,437
	2 警 察 活 動 費	1,202,788	62,909	1,265,697
10 教 育 費		186,203,918	69,516	186,273,434

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	25,125,570	2,516	25,128,086
	4 高等学校費	34,161,567	67,000	34,228,567
歳出	合計	<b>818,176,840</b>	<b>22,349,440</b>	<b>840,526,280</b>



第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
水利施設整備事業（塩田ダム水管理システム更新工事）	平成29年度	200,000
道 路 保 全 事 業 （ 県 単 ）	平成29年度	1,400,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 （ 県 単 ）	平成29年度	300,000
河 川 砂 防 保 全 事 業 （ 県 単 ）	平成29年度	200,000
河 川 砂 防 施 設 づ く り 事 業 （ 県 単 ）	平成29年度	100,000

## 2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
快適で安全な道づくり事業（補助）	平成29年度から 平成30年度まで	2,080,000	平成29年度から 平成30年度まで	3,610,000

第3表 地方債補正

1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報ネットワーク推進事業費	97,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

2 変 更		(単位千円)							
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
社会福祉施設整備費	831,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	888,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	
児童相談所整備費	203,000	同 上	同 上	同 上	210,000	同 上	同 上	同 上	
土地改良事業費	1,089,000	同 上	同 上	同 上	2,014,000	同 上	同 上	同 上	
林道事業費	125,000	同 上	同 上	同 上	134,000	同 上	同 上	同 上	
治山事業費	910,000	同 上	同 上	同 上	1,063,000	同 上	同 上	同 上	

自然公園等施設整備費	99,000	同	上	同	上	同	上	199,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	9,160,000	同	上	同	上	同	上	12,258,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	1,649,000	同	上	同	上	同	上	2,388,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,099,000	同	上	同	上	同	上	1,645,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,959,000	同	上	同	上	同	上	2,165,000	同	上	同	上	同	上
公園緑地整備費	219,000	同	上	同	上	同	上	269,000	同	上	同	上	同	上
総合スポーツゾーン 整備費	2,361,000	同	上	同	上	同	上	2,661,000	同	上	同	上	同	上
県営住宅建設事業費	407,000	同	上	同	上	同	上	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	2,690,000	同	上	同	上	同	上	2,856,000	同	上	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,031,000	同	上	同	上	同	上	1,231,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業負担金	1,635,000	同	上	同	上	同	上	1,716,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	5,120,000	同	上	同	上	同	上	6,254,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	904,000	同	上	同	上	同	上	1,014,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	3,111,000	同	上	同	上	同	上	3,139,000	同	上	同	上	同	上
高等学校施設整備費	371,000	同	上	同	上	同	上	420,000	同	上	同	上	同	上



## 第2号議案

### 平成28年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成28年9月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

## 第1表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
馬 頭 最 終 処 分 場 整 備 運 営 事 業 (被覆施設等建設工事及び不法投棄物撤去業務)	平成32年度から平成46年度まで	3,600,000 上記金額に、金利変動、物価変動、需要変動等契約に定める増減額並びに消費税額及び地方消費税額を加算した額



### 第3号議案

#### 平成28年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度栃木県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,761,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月21日 提出

栃木県知事 福田 富 一

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,042,497	26,500	3,068,997
	1 負担金	3,042,497	26,500	3,068,997
3 国庫支出金		758,000	53,000	811,000
	1 国庫補助金	758,000	53,000	811,000
7 県債		311,600	26,500	338,100
	1 県債	311,600	26,500	338,100
歳 入 合 計		<b>6,655,060</b>	<b>106,000</b>	<b>6,761,060</b>

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		5,660,134	106,000	5,766,134
	2 流域下水道建設事業費	1,471,352	106,000	1,577,352
歳 出 合 計		<b>6,655,060</b>	<b>106,000</b>	<b>6,761,060</b>

## 第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	311,600	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	338,100	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

## 第4号議案

### 平成28年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成28年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 土地造成事業費	426,547千円	613,480千円	1,040,027千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額 1,834,000千円」を「不足する額 1,834,480千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 1,834,000千円」を「過年度分損益勘定留保資金 1,834,480千円」に改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	1,815,000千円	613,000千円	2,428,000千円
第1項 企業債	1,803,000千円	613,000千円	2,416,000千円

## 支 出

第1款 資本的支出	3,649,000千円	613,480千円	4,262,480千円
第1項 建設改良費	485,604千円	613,480千円	1,099,084千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
土地造成事業 (あがた駅南産業団地)	平成29年度から平成30年度まで	1,055,000千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地造成事業費	千円 1,803,000	普通貸借又は 債券発行(発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ	9.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び	償還年限30年以内 (据置期間を含 む。)とし、毎年 2期に分ち元利 均等若しくは元金	千円 2,416,000	普通貸借又は 債券発行(発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ	9.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び	償還年限30年以内 (据置期間を含 む。)とし、毎年 2期に分ち元利 均等若しくは元金

		<p>それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)</p>	<p>地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)</p>	<p>均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。</p>		<p>それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。)</p>	<p>地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)</p>	<p>均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。</p>
--	--	--	---	---	--	--	---	---

平成28年9月21日 提出

栃木県知事 福田 富一